

## 寝屋川市建設工事入札参加資格審査申請について

### 【準定期申請（令和6年度）】

寝屋川市（上下水道局を含む。）が発注する建設工事について、入札及び見積りに参加を希望される方は、次の要領により申請してください。

#### 1 資格要件

次のいずれにも該当しない場合、申請することができます。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当する者
- (2) 建設業の許可等を受けていない者
- (3) 経営に関する客観的事項について審査を受けていない者
- (4) 経営状態が著しく不健全であると市長が認める者
- (5) 寝屋川市暴力団排除条例（平成25年寝屋川市条例第20号）第2条に規定する者
- (6) 次に掲げる保険（以下「社会保険」という。）に事業主として加入していない者。ただし、社会保険について適用が除外されている者を除く。
  - ア 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険
  - イ 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険
  - ウ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険

#### 2 申請受付期間

令和6年10月1日から令和6年10月21日まで

※当日消印有効

#### 3 申請及び提出方法等

建設工事の入札参加資格審査申請は、インターネットを利用した電子申請「業者登録受付システム」で行ってください。

- (1) 「業者登録受付システム」が利用できるのは、申請受付期間と同じ令和6年10月1日から令和6年10月21日までとなります。
- (2) 「業者登録受付システム」に入力する前に、業者登録受付システム入力例を必ず確認してください。
- (3) 「業者登録受付システム」による入力後は、申請者のコンピュータからイ

インターネットを通じて申請した内容を印刷した書類を、申請に必要な書類に添付して郵送等により提出してください。

#### 4 申請書類提出時の注意事項

- (1) 「寝屋川市建設工事入札参加資格審査申請一覧表」にて、申請に必要な書類を確認の上、申請受付期間内に郵送等にて提出してください。
- (2) 申請に必要な書類は、「寝屋川市建設工事入札参加資格審査申請一覧表」に基づきその左欄に記載している番号順にし、書類の左側に2穴を開け、綴紐により綴じてください。ただし、No. 1～9は、綴じ込まないでください。
- (2) 官公署発行の証明書類（商業登記簿謄本、印鑑証明書、納税証明書等）は、令和6年9月1日以降に発行されたものに限りません。
- (4) 複写で提出する場合は、原寸大であり、かつ、鮮明な書類に限りません。
- (5) 申請に必要な書類の記載にあたっては、書類提出時点での内容を記入してください。
- (6) 宛先には「建設工事」と明記してください。
- (7) 上下水道局の登録を寝屋川市の登録に一元化していますので、上下水道局に申請する必要はありません。
- (8) 令和6年10月1日より郵便料金が改定されております。郵便料金不足による遅延にご注意ください。

#### 5 申請に必要な書類の郵送等先

〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1番1号 寝屋川市総務部契約課

#### 6 入札参加資格有効期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

#### 7 審査結果の公表

入札参加資格審査申請の審査の結果は、寝屋川市ホームページ「契約課掲示板」内「入札参加資格関係」に入札参加資格者の商号又は名称等を掲載することとしますので、登録の完了を確認してください。掲載予定日は、令和7年4月1日です。

なお、当該入札参加資格を有しないと認定された方については、その理由を

付して別に通知します。

## 8 その他

今回の入札参加資格審査申請以後、年度途中の希望業種の順位の変更・追加はできません。

希望業種の順位の変更・追加は、次回の入札参加資格審査申請時に再申請してください。

なお、登録される個人又は法人については、希望する登録区分（建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品納入・印刷業務・リース・役務の提供（委託）業務）において、全て同一の事業所等に限ります。

※測量・建設コンサルタント等、物品納入・印刷業務・リース・役務の提供（委託業務）で既に登録がある場合は、以下の情報が必ず同じであることを確認の上、申請してください。

- (1) 寝屋川市に登録する事業者情報（商号又は名称、所在地、代表者職名及び氏名等）
- (2) 本社・本店情報（所在地、代表者職名及び氏名等）

## 9 問い合わせ先

申請について不明な点等がありましたら、下記にお問い合わせください。

寝屋川市総務部契約課 電話：072-825-2594（直通）